

産業

耕作放棄地を再生しませんか

市では、農業振興地域内の農用地として位置付けられている耕作放棄地について、利用権の設定や所有権の移転などで新たに取得して再生する場合に限り、それにかかる経費の一部を補助します。

●補助対象

- ①再生利用活動
 - ・賃借などにより耕作放棄地を再生・利用する取り組み
 - ・再生作業（障害物の除去、深耕、整地、家畜による草刈りなど）
 - ・土壌改良（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培など）
 - ・営農定着（作物の作付け。ただし、水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く）
- ②施設等補完整備
 - ①の再生利用活動に伴って行う施設などの補完整備の取り組み（用排水路施設、市民農園、農業用機械のリース料、農業用施設などの整備補助率1/2など）

※詳細については、農政課までお問い合わせください。

■問い合わせ

農政課農政係

TEL (23) 8708



市民農園利用者募集

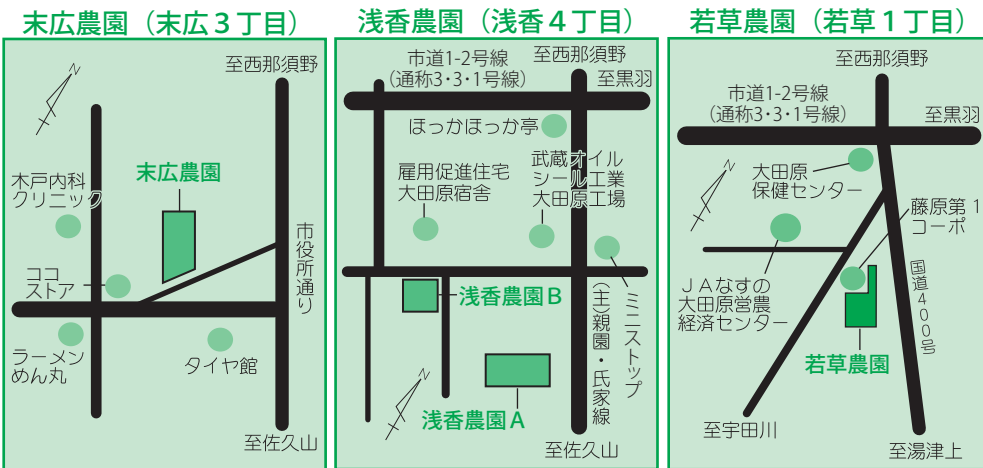
市では、市民農園（ふれあい農園）の利用の申し込みを次のとおり受け付けます。

●利用期間

4月下旬～平成23年2月末

●開設場所

左図のとおり



●1区画の面積

約50㎡（15坪程度）

●入園料

1区画あたり年間3000円

●申込方法

4月5日（月）午前9時から4月9日（金）までに、農政課まで電話または来庁のうえお申し込みください。

※申込者多数の場合は、抽選となります。

■申し込み・問い合わせ

農政課農産園芸係

TEL (23) 8292
TEL (23) 8708



大規模小売店舗立地法に関する窓口が4月1日から変わります

市では、平成22年4月1日から大規模小売店舗立地法に基づく届出受理などに関する権限を栃木県から受けることになりました。

大規模小売店舗の新設や変更の届出などについては、これまで県経営支援課が窓口となっていたが、4月1日からは市商工観光課が提出先となりますので、ご注意ください。

■問い合わせ

商工観光課商業振興係

TEL (23) 8709



平成22年3月分から「協会けんぽ」の保険料率が変わります

赤字財政となっている「協会けんぽ」の財政健全化を図るため平成22年3月分（4月納付分）より健康保険料率が、全国平均で8.2%から9.34%へと大幅に引き上がります。

●栃木支部の保険料率の変化

健康保険料率
（現行）（変更後）
8.18% ↓ 9.32%
・介護保険料率（40歳から64歳までの方）
（現行）（変更後）
1.19% ↓ 1.50%

（例）月収28万円の場合の増加額

- ・健康保険料
↓労使で月額約3200円増
- ・介護保険料
↓労使で月額約870円増

※詳しくはホームページをご覧ください。

■問い合わせ

全国健康保険協会栃木支部

（協会けんぽ）

TEL 028(616)1691

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/